

令和6年度東灘区における外国人との共生促進に関する業務委託 実施要領（公募型プロポーザル）

1 案件名称

令和6年度東灘区における外国人との共生促進に関する業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

神戸市では、持続可能なまちづくりの実現に向けて、地域における多様な主体の協働と参画の推進に取り組むなかで、地域で急増する在住外国人との共生の推進にも取り組んでいる。

地域における外国人との共生を推進していくには、地域における外国人との相互理解を促進し、両者の関係性を構築していく必要がある。一方で、古くから外国人も多く暮らす一部の地域を除いて、そのような両者の関係性が限定的になっている地域がほとんどである。

そこで、特に近年外国人の増加が著しい東灘区南部を中心に、区役所や地域団体と連携しながら、外国人との共生に関する地域住民向けの学習会や多文化交流の場を開催するとともに、地域住民や外国人による共生に向けた地域活動の実施を支援する業務を、当該地域や在住外国人に関して知見のある民間事業者に委託することで、当該地域における外国人との共生に向けた基盤づくりに試行的に取り組む。

(2) 業務内容

- ・地域における在住外国人の実態把握
- ・地域向け共生に関する学習会、交流の場の開催
- ・外国人住民向け生活オリエンテーション
- ・外国人に関する地域トラブルの解決支援
- ・地域又は外国人による共生に向けた活動の促進・支援
(業務内容詳細は、別紙「仕様書」のとおり)

(3) 契約上限額

金 6,500,000 円（消費税及び地方消費税含む）

※契約の締結は、令和6年度予算成立を条件とする。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(5) 履行場所

神戸市地域協働局地域協働課が別途指定する場所

(6) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 本市から提供する資料、貸与品等

東灘区内の在住外国人に関する統計データ等を提供する。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

委託業務完了後、受託者からの業務報告書をもって、検査を行い、検査完了後、受託者からの請求に基づき支払うこととする。

※ただし、業務遂行上、必要な場合は、以下のとおり、前金払することもできることと

する。「契約締結後、契約額の3割を上限に乙の請求に基づき速やかに前金払。令和6年7月31日(水)までに、契約額の3割を上限に乙の請求に基づき前金払。令和6年11月29日(金)までに、契約額の3割を上限に乙の請求に基づき前金払。委託業務完了後、受託者からの業務報告書をもって、検査を行い、検査完了後、受託者からの受託者からの請求に基づき残余額を支払う。」

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) 契約保証金

免除

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 神戸市内に事務所（本部）を有すること
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (4) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (7) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること
- (8) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税等を滞納している団体、又は代表者がこれらの税金を滞納している団体でないこと。
- (9) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること

5 事業者選定スケジュール

- | | |
|---|--------------------|
| (1) 公募開始 | 令和6年3月22日（金曜） |
| (2) 質問受付締切 | 令和6年3月29日（金曜）17時まで |
| (3) 質問に対する回答 | 令和6年4月3日（水曜）予定 |
| (4) 参加申請関係書類の提出期限 | 令和6年4月10日（水曜）17時まで |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和6年5月7日（火曜）17時まで |
| (6) 書類選考（提案事業者が5団体を超える場合）の上、企画提案会参加の可否を通知 | 令和6年5月14日（火曜）目途 |
| (7) 企画提案会の開催 | 令和6年5月22日（水曜） |
| (8) 選定結果通知 | 令和6年5月24日（金曜）予定 |
| (9) 契約締結・事業開始 | 令和6年6月上旬 |

6 参加申請に関する事項

(1) 各書類の配布・提出場所

① 交付開始日

令和6年3月22日（金曜）

② 配布場所

神戸市ホームページの「事業者募集」ページに掲載 ※郵送による交付は行わない。

(ダウンロード出来ない場合はメールで送付しますので、問い合わせ先のメールアドレスまでお問い合わせください。)

③ 配布資料

- ア) 公募型プロポーザル実施要領 (本書)
- イ) 業務仕様書
- ウ) 参加申請書
- エ) 誓約書
- オ) 質問書

(2) 参加申請及び質問書の提出

① 提出期限

(質問書) Eメールにより、令和6年3月29日(金曜)17時必着
(参加申請書) 郵送または持参により、令和6年4月10日(水曜)17時必着

② 提出場所

神戸市地域協働局地域協働課(神戸市役所1号館23階)

③ 提出書類

- ア) 参加申請書(様式1号)
- イ) 誓約書(様式2号)
- ウ) 質問書(様式3号)
- エ) 登記簿謄本又は登記事項に関する全部証明【写し可】、若しくは定款又は定款に類する規定及び役員名簿【写し可】
※法人以外の団体にあつては、これに相当する書類(組織・役員・事業内容等のわかるもの)
- オ) 事業報告書及び決算書(直近3ヶ年分)
- カ) 直近1か年の納税証明書(国税)及び、納税証明書又は滞納がないことの証明(市税)【写し可】
※ただし、営業が2年未満の者、もしくは非課税で本証明書が2か年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
※法人以外の団体にあつては、代表者の納税証明書又は滞納がないことの証明(市税)

※上記(イ)(エ)(カ)は提出日時時点で発行日より3か月以内のもの

※本年度神戸市競争入札参加資格を有する場合は、(イ)(エ)(カ)の提出は省略可。

7 企画提案に関する事項

(1) 提出期限

メールの送付により、令和6年5月7日(火曜)17時必着

(2) 提出場所

神戸市地域協働局地域協働課(地域共生担当)

chiikikyousei@office.city.kobe.lg.jp

(3) 提出書類

次のア～ウの書類及びデータをメール(PDF形式・MP4)にて提出すること。

なお、容量が大きく、送付できない場合は連絡すること。

- ア) 見積書(A4サイズ)
- イ) 企画提案書(A4サイズ・20ページ以内)
- ウ) その他補足資料(企画提案会にて使用する発表資料を含む)(A4サイズ)

(4) 作成要領

様式は任意とするが、以下のすべての内容を含むこと。

また、本業務の範囲内で、必要に応じて予算内での追加提案をしてもよい。

① 見積書

・基本委託料の内訳についても記載すること。

② 企画提案書

ア) 本業務に対する考え方、取組方針・目標

・対象地域における外国人との共生に関する現状や、本業務の趣旨・目的に関する提案者の理解、それを踏まえた取組方針・目標を記載すること。

イ) 本業務の事業内容、実施方法、スケジュール等

・事業毎に具体的な実施内容・方法・規模・スケジュール・目標を記載すること。
・目標については、できる限り効果検証可能な数値目標も含めて記載すること。
・外国人住民を対象とする事業については、外国人住民への広報方法やアプローチ方法を含めて記載すること。

ウ) 業務実施体制等

・本業務を実施するにあたっての人員等の体制について、専任/兼任の違い及び、兼任の場合は本業務への従事量（週〇日勤務等）を含めて、記載すること。

エ) 提案のセールスポイント

オ) 類似業務の実績

・実施期間、業務内容等の実績を記載すること。
・特に本市からの受託実績がある場合は、委託契約名と所管課名を記載すること。

8 選定に関する事項

- (1) 提出資料に関するヒアリングは必要に応じて実施する。
- (2) 提案事業者が 5 団体を超える場合は、企画提案会に先立ち、書類選考を実施する。
- (3) 書類選考にあたっては、審査項目に沿って企画提案書類等提出書類の内容審査を行い、選定委員の評価点の合計が、上位 5 団体の事業者について企画提案会に参加できるものとする。選考結果については応募書類の提出者全員に E メールにて結果を通知する。
- (4) 事業者選定にあたっては、選定委員会において、提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーションの内容を下記（7）に掲げる評価基準に基づいて評価し、選定委員の評価点の合計が最も高い事業者を委託予定事業者として決定する。ただし、評価点の合計が 5 割に達していない場合は、委託予定業者として選定しない。企画提案者が 1 者であっても同様の扱いとする。

また、委託事業予定者とは契約締結協議を行うこととし、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容変更の協議を含む。

委託予定事業者が辞退又は協議が不調のときは、業者選定委員会で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

なお、各委員の点数の合計点が最も高い事業者が複数あった場合は、次の項目の順により最終決定する。

ア) 「(7) 評価基準」のうち、⑤～⑨の事業別評価項目の合計点数が最も高いもの
イ) アが同点の場合は、「(7) 評価基準」のうち、「③本業務を的確に実行できる体制であるか」の合計点数が最も高いもの

以下、「④本業務に類似した事業実績があり、情報やノウハウの蓄積がされているか」
「①本業務の趣旨を理解した提案であるか」「②事業実施にかかる適切な経費の積算がなされているか」の順により同様に決定する。

(5) 企画提案会

- ① 日時 令和6年 5 月 22 日（水曜）
- ② 場所 神戸市地域協働局地域協働課（1号館 23階）
- ③ 内容 企画提案書（様式自由）等による質疑応答を含むプレゼンテーション（10分程度、質疑応答は別途）

※説明は本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこと。

(6) 選定結果の通知

令和6年5月24日（予定）に、応募書類の提出者全員に結果を通知予定。

(7) 評価基準

下記の項目に基づき、各審査員が100点満点で評価する。

- ①本業務の趣旨を理解した提案であるか（10）
- ②事業実施にかかる適切な経費の積算がなされているか（10）
- ③本業務を的確に実行できる体制であるか（10）
- ④本業務に類似した事業実績があり、情報やノウハウの蓄積がされているか（10）
- ⑤本業務の目的を達成できる事業内容となっているか（20）
- ⑥実現可能な事業内容・方法・スケジュールになっているか（20）
- ⑦事業対象に的確にアプローチできる具体的な方法が明示されているか（10）
- ⑧目標及び効果検証の方法が明確であるか（10）

9 その他の注意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類は、選定結果の如何に拘らず返却しないものとする。また、提出書類は選定の目的以外には使用しないものとする。
- (3) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 企画提案書が以下の条件の何らかに該当する場合は、本公募に参加できないものとする。
 - ア) 提出期限を過ぎてから提出されたもの
 - イ) 提出物に不足があるもの
 - ウ) 虚偽の内容が記載されているもの
 - エ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- (5) 提出後の記載内容の変更や、企画提案会にて使用する発表資料を含む追加資料の提出は認めないものとする。
- (6) 委託契約の締結については、所定の「委託契約約款」に基づくものとする。
- (7) 当該公募は令和6年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行うものであり、予算が成立しない場合には、この募集に基づく委託契約を締結しないことがある。
- (8) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

10 問い合わせ及び書類の提出先

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号（神戸市役所1号館23階）

神戸市地域協働局地域協働課 担当：中井・矢野

電話：078-322-6583 FAX：078-322-6072

電子メールアドレス：chiikikyousei@office.city.kobe.lg.jp